

## 京都市交通局管理規程第9号

京都市交通局職員の給与の特例に関する規程の全部を改正する規程を公布する。

平成20年12月26日

京都市公営企業管理者

交通局長 葛西宗久

京都市交通局職員の給与の特例に関する規程の全部を改正する規程  
京都市交通局職員の給与の特例に関する規程の全部を次のように改正する。

京都市交通局職員の給与の特例に関する規程

(給料月額の特例)

第1条 平成21年1月1日から同年3月31日までの間における京都市交通局職員給与規程（以下「給与規程」という。）第3条第1項第1号又は同項第2号の給料表の適用を受ける職員で職務の級が7級以上である者の給料月額は、給与規程の規定にかかわらず、給与規程の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる額から、当該額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。

(管理職手当の特例)

第2条 平成21年1月1日から同年3月31日までの間における管理職手当の額は、給与規程の規定にかかわらず、給与規程の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる額（給与規程第28条第1項ただし書に規定するものを除く。）から、当該額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額を減じた額とする。

- (1) 給与規程第3条第1項第1号又は同項第2号の給料表の適用を受ける職員で職務の級が9級である者 100分の10
- (2) 給与規程第3条第1項第1号又は同項第2号の給料表の適用を受ける職員で職務の級が8級である者 100分の5
- (3) 給与規程第3条第1項第1号又は同項第2号の給料表の適用を受ける職員で職務の級が5級又は6級である者 100分の20

(端数計算)

第3条 この規程の定めるところにより給料月額及び管理職手当の額から減じる額を計算する場合において、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(その他)

第4条 この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成21年1月1日から施行する。

(この規程の失効)

2 この規程は、平成21年3月31日限り、その効力を失う。

(交通局企画総務部職員課)